インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令

平成21年4月1日本部訓令第7号

[沿革] 平成24年7月6日本部訓令第17号 令和元年12月4日本部訓令第9号 令和3年11月30日本部訓令第19号

平成26年7月14日本部訓令第17号 令和3年3月12日本部訓令第8号 令和4年6月9日本部訓令第13号

インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。 インターネット異性紹介事業関係事務の取扱いに関する訓令 (趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程(昭和36年千葉県公安委員会規程第4号)第6条の規定により、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「法」という。)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令346号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。)に定める公安委員会の権限に関する事務(以下「インターネット異性紹介事業関係事務」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の処理)

第2条 インターネット異性紹介事業関係事務の処理については、法令に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

## 別表 (第2条)

加致 (知 2 未)		
事務の種類	処 理 要 領	備考
1 事業開始	(1) 署長は、インターネット異性紹介事業	1 届出は、事業開始届出書
の届出の取	(以下「事業」という。) の開始の届出がな	(施行規則別記様式第1
扱い	されたときは、事業の本拠となる事務所	号) による。
	(事務所のない者にあっては、住居。以下	
	同じ。以下「事務所」という。) の所在地が	
	署の管轄区域内であること、事業を開始し	
	ようとする前日までの届出であること及び	
	施行規則で定める区分に応じた添付書類が	
	あることを確認して受理すること。	
	(2) 署長は、届出を受理したときは、インタ	
	ーネット異性紹介事業届出受理書(別記第	
	1号様式。以下「届出受理書」という。)	
	を作成するとともに、千葉県警察許可等	

事務管理システム(以下「管理システ ム」という。) に所定事項を入力するもの とする。

- (3) 署長は、生活安全部少年課長(以下「少 2 通報は、事業開始届出書の 年課長」という。) に対し届出に係る事項を 通報するものとする。
- (4) 前(3)の通報を受けた少年課長は、イン ターネット異性紹介事業届出受理簿(別記 第2号様式。以下「受理簿」という。) によ り受理番号を指定するとともに、施行規則 で定める事項を警察庁に報告すること。
- (5) 受理番号の指定を受けた署長は、インタ ーネット異性紹介事業者台帳(別記第3号 様式。以下「台帳」という。)を作成するも のとする。
- (6) 署長は、インターネット異性紹介事業者 3 欠格事由に該当すること 調査表 (別記第4号様式。以下「調査表」 という。)の審査要領により、法第8条又は 施行規則第5条第2項に規定する欠格事由 に係る調査を行うものとする。

ファクシミリ送信による。

- が判明したときの措置は、 次の区分のとおり。
- (1) 法第8条の欠格事由に 該当 事業の廃止命令
- (2) 施行規則第5条第2項 の欠格事由に該当 警告 等、又は指示

- の届出の取 扱い
- 2 事業廃止 (1)署長は、事業の廃止の届出がなされたとき 1 届出は、事業廃止届出書 は、事務所の所在地が署の管轄区域内である こと、施行規則で定める区分に応じた期日内 の届出であること及び添付書類が必要な場合 2 届出の期日は、廃止の日 は、当該添付書類があることを確認して受理 すること。
  - (2) 署長は、届出を受理したときは、届出受 理書を作成するとともに、管理システムに 所定事項を入力するものとする。
  - (3) 署長は、少年課長に対し届出に係る事項を 3 通報は、事業廃止届出書の 通報するものとする。
  - (4) 前(3) の通報を受けた少年課長は、受理 簿により受理番号を指定するとともに、施行 規則で定める事項を警察庁に報告すること。
  - (5) 受理番号の指定を受けた署長は、廃止届出

- (施行規則別記様式第2 号)による。
- から14日(登記事項証明 書を添付すべき場合は20 日以内)
- ファクシミリ送信による。

年月日等の必要事項を台帳に記載するものと する。

## 届出事項 変更の届出 の取扱い

- (1) 署長は、事業の変更の届出がなされたとき 1 届出は、届出事項変更届 は、変更後の事務所の所在地が署の管轄区域 内であること、施行規則で定める区分に応じ た期日内の届出であること及び添付書類が必 2 届出の期日は、変更の日 要な場合は、当該添付書類があることを確認 して受理すること。
- (2) 署長は、届出を受理したときは、届出受 理書を作成するとともに、管理システムに 所定事項を入力するものとする。
- (3) 署長は、少年課長に対し届出に係る事項を 3 通報は、届出事項変更届 通報するものとする。
- (4) 署の管轄区域を異にして行われる事務所の 変更に係る届出を受理した署長は、次に掲げ る区分によって当該届出者に係る関係書類の 写しの送付を求めること。
  - ア 変更前の管轄署が本県の場合 変更前の 管轄署長に対し送付を求める。
  - イ 変更前の管轄署が本県以外の場合 少年課長を経て、変更前の管轄都道府県 警察に対し送付を求める。
- (5) 署長は、他の署長から関係書類の写しの送 付を求められたときは、当該書類の写しを送 付すること。

なお、他の都道府県警察への送付は少年課 長を経て行うものとする。

- (6) 前記(3)の通報を受けた少年課長は、受 理簿により受理番号を指定するとともに、施 行規則で定める事項を警察庁に報告するこ と。
- (7) 受理番号の指定を受けた署長は、台帳を記 載し、又は作成するものとする。
- (8) 署長は、欠格事由の調査が必要なときは、 調査表の審査要領により、これを行うものと する。

- 出書(施行規則別記様式第 3号) による。
- から14日(登記事項証明 書を添付すべき場合は20 日以内)
- 出書のファクシミリ送信に よる。

- 4 欠格事由に該当すること が判明したときの措置は、 次の区分のとおり。
  - (1) 法第8条の欠格事由に 該当 事業の廃止命令

(2) 施行規則第5条第2項 の欠格事由に該当 警告 等、又は指示 4 行政処分 (1) 署長は、管轄区域内のインターネット異性 の上申等の 紹介事業者(以下「事業者」という。)が指示 取扱い の事由となる違反行為をしたと認めた場合、 当該事業者に対し、当該違反行為をしたと認 められる旨を口頭、文書又は電子メールによ り通知し、必要な措置を講じるよう警告等を 行うものとする。ただし、警告等を行うこと が適当でないと認められるときは、これを省 略することができる。 (2) 署長は、前(1) の警告等によっても当該 1 法第15条第1項に規定 違反行為が改善されず指示を行う必要がある する処分移送通知書(施行 と認められるとき、又は事業の停止若しくは 規則別記様式第6号)の授 廃止命令を行う必要があると認められるとき 受は、少年課長が行う。 は、関係者の供述録取書、その他の関係記録 を添えて、指示にあっては指示処分上申書 (別記第5号様式)、事業の停止又は廃止命令 にあっては停止・廃止処分上申書(別記第6 号様式) によりそれぞれ本部長に上申するも のとする。 (3) 署長は、管轄区域内の事業者に対し、法第 7条から第15条まで(第12条第2項を除 く。) の規定の遵守状況を把握し、又は行政処 分を行おうとする際の処分内容の判断に資す るため、報告又は資料の提出を求める必要が あると認められるときは、報告・資料の提出 要求上申書(別記第7号様式)により本部長 に上申するものとする。 (4) 前記(2) 又は(3) の上申に基づき、処 2 指示は、指示書(施行規則 分が決定した後、少年課長は署長を通じて被 別記様式第4号)による。 処分者に対し、施行規則で定める書類を交付 3 事業の停止又は廃止命令 し、その受領書(別記第8号様式)を徴する は、命令書(施行規則別記 ものとする。 様式第5号)による。

(5) 署長は、管轄区域を異にした事業者が指示

4

4 報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書(施行規則別記様式第7号)によ

る。

	若しくは事業の停止の事由となる違反行為を	
	したと認めるとき又は指示若しくは事業の停	
	止命令に違反したと認めるときは、少年課長	
	に施行規則第11条第2項で規定する事項を	
	通報するものとする。	
	(6)前(5)の通報を受けた少年課長は、当該	
	事業者の事務所の所在地が本県以外の場合	
	は、当該都道府県警察に対し、行政処分事由	
	該当事案等通報書(別記第9号様式)により	
	通報すること。	
	(7)署長は、行政処分等の結果を台帳に記載し	
	て明らかにしておくものとする。	
5 書類の保	(1) 事業に関する書類は、次に掲げる区分によ	
存整理	って事業者ごとに編冊し、受理番号順に保存	
	しておくものとする。	
	ア 届出に関する書類、前記3 (4) により	
	送付を受けた書類及び行政処分等に関する	
	書類 インターネット異性紹介事業者関係	
	イ 台帳 インターネット異性紹介事業者台	
	帳	
	(2) 事業の廃止の届出をした事業者に係る前ア	
	(1)及びウの書類は、廃止の届出の日から	
	起算して3年間保存するものとする。	

以下様式省略